

岩手県告示第117号

平成31年1月25日付け岩手県報第11857号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成31年岩手県告示第55号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 滝沢市黒沢1の3、平蔵沢1の20、1の21、1の24、1の25、1の29から1の31まで、1の33、1の34、1の37、1の38、1の40、1の41、1の43、1の45、1の46、1の48、1の52、1の54、1の56、1の57、1の59、1の60、1の63、1の64、1の71から1の77まで、1の81から1の85まで、1の88から1の92まで、1の94

(2) 所在が不明である通知の相手方 青柳佳子、浅賀洋充、浅賀玲子、伊東高仁、伊東徳子、梅川信彦、大山幸子、加納道江、椛島成治、坂口晶子、柴崎麻央、清水淳、清水福民、白石渉、鈴木萬平、染谷繁夫、染谷茂七、竹内一子、同友商事株式会社、中島知行、中島信子、中村すぎ子、長尾兼助、西崎柚奈、抜井健治、野村博一、原順子、福士皓也、福士皓也、吹抜悠子、藤田勇、本多武雄、松野安男、三浦雄二、吉田節子、吉田毅則、渡邊新一郎

2 通知の内容を掲示した場所 滝沢市役所